## 令和元年9月 教育委員会定例会会議録

## 1 開会の日時

令和元年9月12日(木) 午後2時00分

## 2 出席委員

新 倉 聡 教育長

荒 川 由美子 委 員(教育長職務代理者)

小 栁 茂 秀 委 員

澤田真弓委員

川邊幹男委員

## 3 出席説明員

教育総務部長 志 村 恭 一 教育総務部総務課長 夏目久也 教育総務部教育政策課長 岳 岸 教育総務部生涯学習課長 柳井栄美 教育総務部教職員課長 金 子 美夕貴 教育総務部学校管理課長 河 島知博 学校教育部長 米 持 正 伸 学校教育部教育指導課長 高 橋 直 樹 学校教育部支援教育課長 澤真由美 富 学校教育部保健体育課長 鎌原徳宗 学校教育部学校給食担当課長 坂 本 克 昭 中央図書館長 山口正樹 博物館運営課長 高 木 厚 美術館運営課長 菅 野 智 教育研究所長 崎 亨 山

### 4 傍聴人 1名

- 5 議題及び議事の大要
- 教育長 開会を宣言
- 教育長 本日の会議録署名人に川邉委員を指名した。
- 日程第3 議案第43号及び日程第4 議案第44号については、人事案件であるため、秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

### (新倉教育長)

会議中、理事者の皆さんが発言される場合には、起立の必要はございませんので、着席されたままでお願いいたします。

# ○ 教育長報告

### (新倉教育長)

それでは、8月定例会から本日までの間の所管事項について、報告をさせて いただきます。

お手元の教育長報告資料をご参照いただければと思います。

学校教育関係の行事といたしましては、9月9日、台風15号の影響があった 日でございますけれども、第20回高校生国際美術展入賞に伴う横須賀総合高等 学校美術部生徒が市長への表敬をいたしました。

今回、団体としての最優秀校が選ばれたわけですけれども、これは二度目の 受賞になります。

また、昨年秋以降、学芸サイエンスコンクール、全日本学生美術展という、 これが3つの大きな全国大会といわれておるのですけれども、これに続きまして、全国公募展を3つほど制覇したという形になっております。

それから、個人部門では、文部科学大臣賞と美術展実行委員会最高顧問賞というトップ、第1位、第2位賞をとったほかに、奨励賞に5点、佳作1点を受賞したところであります。

特に今回、文部科学大臣賞を受賞した本田琴音さんにつきましては、学芸サイエンスコンクールに続きまして、二度目の文部科学大臣賞、いわゆる最高賞を受賞したことになります。

なお、市議会関係につきましては、記載の日程で開会審議中のところでございます。

その他につきましては、記載の各展示を開催しているところですが、また報告が1点漏れておりました。9月8日夜半からの台風15号の被災状況については、後ほど追加で報告をさせていただきたいと思います。

また、昨日、熱中症によって救急搬送がございましたが、これも別途、報告 のほうで追加をさせていただければと思っております。

## (質問なし)

日程第1 議案第41号『令和2年度横須賀市立幼稚園の園児募集要項制定に ついて』

教育長 議題とすることを宣言

### (教育指導課長)

議案第41号『令和2年度横須賀市立幼稚園の園児募集要項制定について』、ご 説明いたします。

本議案は、諏訪・大楠両市立幼稚園の令和2年度の園児募集について定める ものです。

2ページからが諏訪幼稚園、4ページからが大楠幼稚園の募集要項になります。6ページは、両園共通の入園志願票になります。

両園とも、おおむね同じ内容でございますので、諏訪幼稚園の募集要項をも とにご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

まず1、募集人員と入園資格等ですが、両園とも2年保育で、諏訪幼稚園は25名、大楠幼稚園は35名です。

入園資格は、ともに平成27年4月2日から平成28年4月1日までの生まれで、 通園可能な方になります。

そして、重要事項として、諏訪幼稚園が令和3年度末に廃園すること、年長のときに下の学年のいない単学年となることについて明記しております。

次に、2、入園志願票受付期間・場所等ですが、両園とも11月1日金曜日から8日金曜日まで、各幼稚園で午前9時から午後4時まで受け付けます。

次に、3、入園の選考・面接ですが、諏訪幼稚園では、11月11日月曜日に全体説明会を行い、応募者が定員を超えた場合には、抽選で入園予定者を決め、その後、保護者及び児童との面接を実施いたします。

なお、大楠幼稚園では、11月12日火曜日に実施いたします。

4ページをお開きください。

次に、4、入園決定者の発表と入園説明会ですが、諏訪幼稚園は、11月12日 火曜日に入園決定者の発表と入園説明会を行います。 新制度においては、認定こども園や幼稚園を利用するためには、教育認定1 号認定を在住している市町村から受ける必要があります。そのため、申請書類 が支給認定兼利用届出書になります。

なお、大楠幼稚園は、11月13日水曜日に行います。

次に、5、入園受入準備費及び保育料ですが、まず、入園受入準備費として 8,000円を納入していただきます。

次に、保育料についてですが、これまでは世帯の所得階層に応じた保育料で したが、今年度10月から実施される幼児教育の無償化により、全ての園児の保 育料が無料となります。

以上で、議案第41号『令和2年度横須賀市立幼稚園の園児募集要項制定について』の説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

## (小栁委員)

この諏訪幼稚園のほうの募集要項の、今回のページでいうと、2ページ目の2の(3)の併願のところなのですけれども、併願のところで、「市立大楠幼稚園との併願は無効となります。」と書いてありますが、これは、ほかの市立幼稚園はないから特に記載していないという、そういう趣旨なのですか。

つまり、特に大楠幼稚園だけ併願してはだめだというのは、どういうご趣旨 なのか。

#### (教育指導課長)

大楠幼稚園との併願はできないことになっております。

### (小栁委員)

ほかの幼稚園との併願は可ということなのですか。

#### (教育指導課長)

市立の幼稚園で、大楠幼稚園との併願ということは無効になっております。

## (新倉教育長)

今の小栁委員のご質問は、民間の幼稚園と併願をしても構いませんかという ご質問なのですが。

#### (教育指導課長)

失礼いたしました。私立の幼稚園との併願は可能でございます。

### (学校教育部長)

5ページの5番、「入園料及び保育料」となっている大楠幼稚園の要項ですが、 この入園料及び保育料は、3ページをご覧いただくと、諏訪幼稚園では「入園 受入準備費及び保育料」となっています。

諏訪幼稚園に記載されている「入園受入準備費及び保育料」が正しい記載で すので、ここで訂正をさせていただきます。申し訳ありませんでした。

### (新倉教育長)

確認いたしますが、そうすると、5ページの5に記載されている「入園料」というのが記載誤りで、「入園受入準備費」ということでよろしいでしょうか。

# (学校教育部長)

はい、そのとおりでございます。申し訳ありませんでした。

# (新倉教育長)

大変申し訳ありません。議案でありながら、ご訂正をお願いせざるを得なくなってしまいましたが、その部分のご訂正、ご確認いただいてよろしいでしょうか。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第41号は、「総員挙手」をもって、 可決・確定する。

日程第2 議案第42号『令和2年度横須賀市立ろう学校幼稚部及び高等部普通 科の幼児及び生徒募集要項制定について』

教育長 議題とすることを宣言

#### (支援教育課長)

議案第42号『令和2年度横須賀市立ろう学校幼稚部及び高等部普通科の幼児 及び生徒募集要項制定について』、ご説明いたします。

本議案は、ろう学校幼稚部及び高等部普通科の令和2年度の幼児及び生徒の 募集について定めるものであります。

2ページをご覧ください。

最初に、幼稚部の志願の資格ですが、記載の(1)から(3)の全てに該当する方が対象になります。ただし、募集人数を超えた場合には、市内居住者を

優先します。

募集人数は10名です。

募集期間は、令和2年1月8日水曜日から1月14日火曜日までの午前9時から午後4時までとなっています。必ず事前に、学校見学及び教育相談を受けていただくことになります。

提出書類は、入学志願票です。

面接等についてですが、日時は、令和2年2月7日金曜日になります。

選抜内容については、本人の行動観察と保護者面接であり、入学決定者の発表は、その場で保護者に直接お伝えします。

新入学保護者説明会を、令和2年2月12日水曜日の午前10時から行います。

次に、高等部普通科ですが、志願の資格は、記載の(1)から(3)の全てに該当する方が対象になります。

募集人数は8名です。

次に、3ページをご覧ください。

募集期間は、幼稚部と同様、令和2年1月8日水曜日から1月15日水曜日までの午前9時から午後4時までとなっており、やはり、必ず事前に学校見学及び教育相談を受けていただくことになります。

提出書類は、神奈川県公立高等学校入学願書(全日制の課程)及び調査書、 面接シートです。

学力検査及び面接についてですが、日時は、令和2年1月24日金曜日の午前8時30分からになります。

選抜内容は、学力検査と本人及び保護者との面接で、6及び7の学力検査教 科及び時間割については、記載のとおりです。

続きまして、合格者の発表と入学手続ですが、令和2年1月31日金曜日の午後1時に、ろう学校の事務室で合格通知を手渡しいたします。その後、令和2年2月7日金曜日の午後4時までに、所定の手続をしていただきます。

新入学保護者説明会は、令和2年2月12日水曜日午前10時からになります。 問い合わせ先を記載のとおり、ろう学校としてあります。

以上で、議案第42号『令和2年度横須賀市立ろう学校幼稚部及び高等部普通 科の幼児及び生徒募集要項制定について』の説明を終わります。ご審議よろし くお願いいたします。

### (川邉委員)

幼稚部のところの5番ですか、いきなり「内容」と書いてあるのですけれども、この「内容」というのが少し何か、見出しとしてよくわからないのですけれども。

### (支援教育課長)

わかりづらくて、大変申し訳ございませんでした。 こちらの内容というのは、審議の内容でございます。

### (川邉委員)

審議ですか。

## (支援教育課長)

失礼いたしました。本人の行動観察と、それから保護者の面接、そういった 内容で選抜を行ってまいります。

## (新倉教育長)

確認をさせていただきます。

3ページの高等部普通科の部分でいくと、そこは提出書類の後で、「選抜の方法」という表現になっているのですね。そうだとすると、ここも選抜の方法という意味でいいでしょうかというご質問かと思うのですが。

# (支援教育課長)

承知いたしました。訂正をさせていただきたいと思います。

#### (新倉教育長)

選抜といっていいのかどうかわからないので、そこは少し、どういう表現になるのか。ここで訂正するということは、要項自身、つくりかえるということになるので。

意味的には、高等部と同じように、「選抜の方法」というふうに記載を変えて しまってよろしいですかということだけれども。

#### (学校教育部長)

端的に言いますと、保護者面接が果たして選抜の方法といっていいのかというところが、少し確認したいところでございまして。

### (新倉教育長)

ただ、そうすると、3ページの5番のところにも「面接(本人及び保護者)」 と記載されているのだから、そっちもおかしいことになってしまわないかなと いうことですから。

### (学校教育部長)

はい、わかりました。

そうしましたら、「選抜の方法」ということで、この「内容」のところを訂正 をお願いしたいと思います。

### (新倉教育長)

よろしゅうございますか。

### (川矏委員)

はい。

# (新倉教育長)

では、議案要項のところの2ページ、幼稚部における5の「内容」と記載されておりますが、ここを「選抜の方法」と変更させていただいて、審議を続けさせていただきたいと思います。

いかがでしょうか。ほかに質問等ございますでしょうか。

私から1点だけ、よろしいでしょうか。

幼稚部の場合に、志願の資格が平成26年4月2日から平成29年4月1日までということは、3つの学年の方になるかなと思いますが、その方たちは、通常ですと、幼稚園だとかと、2年保育、3年という部分があるのだけれども、途中編入も、ここで一緒に認めているという募集になっていると考えていいのですか。

### (支援教育課長)

途中編入学も認めるという形で結構でございます。

## (新倉教育長)

そうすると、通常の場合に、募集人員というのは、初めて募集するから、1 学年で10人という枠というふうに思っているのですけれども、極端な話、例えば、平成26年4月2日からの年、平成26年度中に生まれた子どもが10人来てしまったら、それでもいいということになってしまうということですか。

### (支援教育課長)

各、その年度、年少、年中、年長、それぞれ10名という形でよろしいかと思います。

### (新倉教育長)

そうすると、今入っている子どもたちが既に10名ずついるから、各学年20名ずつで編制していくということになりますか。

### (学校教育部長)

各学年の定員が10名ということでご理解いただいて、その枠内で、途中入園 をしていただいているというふうにご理解いただければと思います。

### (新倉教育長)

例えば、来年度年長になる方たちが、今もう10名在籍していたら、募集はゼロということになるの。

### (学校教育部長)

申し訳ありません。

公立の学校であるので、その年齢の子どもについては、受け入れていくということで考えたいのですが、やはり、義務教育の部分ではありませんので、一応幼稚園、公立幼稚園と同じように定員の枠を設けているということ、これが原則で、もし年長のところで定員を超えていた場合については、受け入れができないということになると思います。

### (新倉教育長)

私の質問はこういうことです。

平成28年4月2日から平成29年4月1日までに生まれた方で、募集が10名だったら、定員オーバーしたら当然落選はわかる。幼稚園だからというお話があったのだけれども、幼稚園だというなら、幼稚園教育で、3年間をそのまま育てますよというのが幼稚園教育だとすると、平成26年4月2日から平成28年4月1日までに生まれた年中、年長といった人たちは、どうやってここに入るのですかという質問です。

#### (学校教育部長)

つまり、年中からとか年長からということですから、この幼稚部については、 年少からの受け入れをしているので、途中入園をするということになるわけで すよね。

そうしますと、既に年少からいる、年中からいるというような子どもの人数 が10名を超えていなければ、その枠の中で、この募集要項に書いてある方を受 け入れるという形になっていくということになります。

## (新倉教育長)

年少から年中、年長までの間、10名を受け入れますよというお話になると、年少、年中のところが5名、5名だったとして、年長と年中だよ。その方たちが、今いる子どもたちのところに隙間があるとすれば、年少は1人も受けないのですかということになってしまいませんかというのです。年長、年中で5名、5名の10名を先に募集してしまうと。

それとも、私が確認したかったのは、幼稚園教育とはいいながらも、年少、年中をおのおの10名、今いる人も全部ちゃらにして募集しているというようなことはしていないのですよねという、もしそうだとすれば、おのおの10名ならわかるのだ。

逆の言い方をすると、年少の平成28年4月2日から平成29年4月1日まで、一番の年少たちを10名募集するのだけれども、10名に満たない部分があったとすれば、それは、その前の平成26年4月2日から平成27年4月1日まで、平成27年4月2日から平成28年4月1日まで、いわゆる年長、年中のところを10名の中に足し込みますよという募集をするのですかという確認をしているわけです。

教育長 休憩とすることを宣言(午後2時30分)

教育長 再開することを宣言 (午後3時00分)

### (新倉教育長)

今までのところの論点でだけ、少し整理をさせていただきます。

ろう学校の幼稚部の募集要項の中の2ページになります。

今問題になりましたのは、2点目の募集人員10名というふうに募集をするのですが、1、志願の資格(1)のところで、いわゆる3学年の方たちが入ってくる。この3学年の方たちを10名というのは、具体的にどういうふうに募集するのだろうというところの整理が、一見ついていないことがありました。

それから、2点目といたしましては、5番のところに、これまで「内容」というふうに書かれているのですけれども、具体にどういう内容なのだかが明示されていないのではないかという点が2点目ありました。

それから、もう1点少し、これは休憩中ですので、正式な論議をしていませんけれども、1、志願の資格の中の(3)の下に米印で、募集人数を超えた場合には市内居住者を優先しますということは、募集人員10名を選抜をすること

となってしまう可能性があること、一方において、2番では、就学可能な人というふうにきちんと規定しているのにもかかわらず、市外居住者を除外をするような規定のつくり方になってしまっていないか。これらについての疑義が、今出されたところになっています。

これの整理がつかない以上、大変申し訳ありませんが、議事進行者ではなく、 提案者である教育長として、議案第42号については、一度取り下げをさせてい ただいて、審議を次回に先送りさせていただくという形をとりたいと思うので すが、委員の皆様のご賛同を得られれば、そのようにさせていただきたいので すが、よろしゅうございますか。

### (各委員)

異議なし

議案第42号について、取り下げとする。

教育長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項(1)『全国・関東大会結果報告について』

#### (保健体育課長)

保健体育課から、全国・関東体育大会の出場選手の結果報告をさせていただきます。

資料1ページから2ページにかけて、中学校及び市立横須賀総合高等学校の 結果についてお示ししてございます。

資料1ページ上段に、全国中学校体育大会の結果を記載しています。

陸上競技では、大津中学校2年生の税田ジェニファー璃美選手が女子200メートルで5位入賞を果たしました。

続いて、関東中学校体育大会の結果でございます。

今年度は、水泳競技で、大津中学校3年生の松原光佑選手が男子50メートル自由形で大会新記録で1位になったほか、陸上競技や水泳競技など個人競技で多くの選手が入賞いたしました。

そのほかにも、資料にございますとおり、多くの選手が、チームが、また成績をおさめました。

次に、2ページ下段をご覧ください。

横須賀総合高等学校の全国大会出場結果についてお示しをしました。

全日制において、全国高等学校ライフル射撃競技選手権大会に1名が出場いたしました。

定時制においては、陸上競技で、全国高等学校定時制通信制体育大会に出場し、女子走り高跳びで、2年次の石川玲奈選手が2位に入賞いたしました。 保健体育課からは以上でございます。

### 報告事項 (口答)

### (教育総務部長)

私から、9月9日に発生いたしました台風15号の被災状況等につきまして、 現在取りまとめの最中で、資料はございませんが、口頭でご説明をさせていた だきます。

まず、市立学校につきましては、9月9日月曜日午前6時の段階で、暴風警報発令中のため、幼稚園、小・中学校、ろう学校、養護学校は全校休校といたしました。

また、総合高校の全日制は午前中休校とし、定時制は通常どおり授業を実施いたしました。

また、市内各所で停電が発生し、走水小学校では、10日火曜日午後3時ごろに停電が復旧をいたしまして、給食が提供できない間は、3時間授業で下校といたしました。

その他、停電のあった学校につきましても、現在は復旧をしております。

校舎等の被害につきましては、倒木やガラスの破損等が多数あり、現在対応 を図っているところでございます。

また、鴨居小学校におきましては、隣接する鴨居保育園の園舎屋根等の破損により園児受け入れができないため、現在、鴨居小学校の教室を提供しています。

次に、社会教育施設関係につきましては、美術館は停電のため、9日及び10 日は臨時休館といたしました。

また、天神島臨海自然教育園は停電のため、馬堀自然教育園は木の上部に折れた枝があり、その除去対応等のため、10日は臨時休園とさせていただきました。

なお、現在は、美術館及び両教育園、どちらも再開をしております。

施設等の被害につきましては、倒木やガラス等の破損があり、現在、順次対 応しているところでございます。

以上で報告を終わります。

### (質問なし)

## (学校教育部長)

続きまして、昨日9月11日水曜日に発生しました衣笠中学校における熱中症による救急搬送について、こちらも資料がなく、口頭でご報告させていただきます。

熱中症発生の時間は午後12時20分ごろ、発生場所については、体育祭の予行 練習中の校庭においてです。

体調不良を訴えた生徒は合計で20名、うわまち病院に順次、救急搬送されて おります。

そのほかの生徒につきましては、空調をきかせた教室に退避し、給水と休息をとりました。その後、体調不良のないことを確認し、昼食を食べた後、下校しております。

その後の対応として、教育委員会は、衣笠中学校に保健体育課長を派遣し、 学校の支援に当たらせました。

また、全市立学校に対して、熱中症への注意喚起を通知いたしました。

学校から最終の救急車が出た後、学校長と保健体育課長はうわまち病院へ移動し、保護者等の対応に当たりました。

うわまち病院での治療の結果、入院が3名、その他の17名の生徒につきましては、その日のうちに保護者とともに帰宅することができております。

入院した3名の生徒のうち2名は、本日退院できるとのことです。

今後の衣笠中学校における体育祭の取り組みですが、天候や生徒の様子を見ながら、必要最小限度にとどめて短縮した練習を行い、14日土曜日の当日についても、休息時間を長くとるなどの対応策を検討しております。

以上で報告を終わります。

#### (質問なし)

### (新倉教育長)

それでは、その他に移らせていただきますけれども、まず、先月の委員会に おきまして、小栁委員より、平和に関する私案というのが出されてまいりまし た。

その際には、ご説明をいただいたところで、初めて見る文書であるので、こ

れらにつきましては、どのような形か、質問がその場でもできないということがございましたので、私のほうからは何点か、改めて質問の機会を設けていただきたいということで、お願いをしたところであるかと思います。

今日は、その意味では、ほかの委員も含めまして、ご提案いただいた私案、また、どのようなお考えになっているかと、小栁委員のほうに、その部分のご質問をさせていただいて、論点を幾つか整理をしなければいけないかというふうに思っておりますが、そのようにお取り計らいさせていただいてよろしいでしょうか。

## (各委員)

異議なし

### (新倉教育長)

いただきました案の中で、私のほうから、まずは、大きく分けて3つぐらいあるかと思うのですけれども、1点目に、まず確認をさせていただきたいのは、小栁委員が書いていただきました、この提言とカリキュラム案というものは、どのような位置づけで捉えられているのかというふうな点の確認をしたいと思っています。

具体に申させていただきますと、この原文案を議決・採択した上で、教育委員会の考えとし、全ての学校関係者に、この案のとおり行うのだということの決定を求めていらっしゃるのか。それとも、これは一つの私案でしかないので、ある意味、教育委員の皆さんがご同意いただければ、メッセージという形を出すものであり、あくまでこれは、受けられる先生方は、自己のお考えに基づいて動いていただければいいというものなのか。

これによって随分、この私案の取り扱い方が大きく変わってしまうのではないかと思っていますので、まずこの点について、今、小栁委員のお考えになっていることを教えていただければと思いますが。

#### (小栁委員)

ありがとうございます。

ご質問にお答えする前に、一言私のほうから申し上げたいと思います。

まず初めに、教育を専門に研究してきたわけでない私が、このような提案を させていただくことに対して、さまざまなご意見があることは承知しておりま す。

しかし、この提案は、私1人でまとめ上げたものではなく、現場の先生方は もちろん、保護者や地域の関係者の皆様と意見交換を重ねて推敲したもので、 決してひとりよがりなものではございません。

また、教育委員として、横須賀で学ぶ児童・生徒のよりよい教育環境の実現のために、最大限の努力をする職責を負う者として、提案させていただいております。ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、先ほど教育長からいただきましたご質問について、回答させてい ただきます。

教育長のご質問、二択と思うのですけれども、正確に言えずに、言葉が間違っていると申し訳ございませんが、教育長が最初に示された、これでなくてはならないというようなものとして提案させていただいているわけではないというふうに回答させていただきます。

その上で、メッセージという意味が少し抽象的ですけれども、メッセージのカテゴリーに含まれると思います。ただ、一方的なメッセージではなく、関係者の皆様と一緒につくり上げていくものと考えております。

皆様のご意見を反映させたものを教育委員会でまとめ上げて、私案の題にも ありますように、勧めとしてお示ししたいという提案です。

それから、総論と各論というふうに分けさせていただいていますけれども、 学習プラン例という、これはやはり性格が多少違うのかなというのは、私も認 識しておりますが、いずれにしましても、一つの例示でありまして、これでな くてはならないというようなものでは決してないということでございます。

#### (新倉教育長)

今のお答えの中で、2点、やはり逆にわからなくなってしまいましたのは、 小栁委員は、地域の皆さん、あるいは教職員の方とおつくりになってきた、そ こでご賛同いただいたというお言葉を使っているのですが、具体にどなたのお 話になるのかなという点が、わからなくなってしまうのです。

もともと教育委員会と各学校の先生方が積み上げてき、そして、ここの原案になるまでに、何らかの討議というのが、ほかの委員とずっと行われていき、 柱はどういうふうにつくっていこうかということがされてきて、初めてなるかなというふうに思っているのです。

これが、私たち行政職では、通常、ボトムアップの方法をとっていたかというふうに思っているのですけれども、今回、小栁委員が今おっしゃっている、小栁委員ご本人の意見ではなく、さまざまな人の意見を聞いているということが、具体に、どこの学校のどういう組織の先生方だとか、どういうPTAの団体だとかというところをお示しいただけますか。

### (小栁委員)

まず、教育長が、賛同いただいたというふうにおっしゃいましたけれども、 私はそういう言葉は使っておりません。私は、意見交換を重ねて推敲してきた ものですというふうに申し上げました。

ですので、これは特定の誰かというのをここで、挙げられないわけではございませんが、その方々の承諾を得ておりませんので、ここで今お答えするのは適切ではないと思います。もし必要であれば、それぞれの方々に、お名前を出していいか確認した上で、お答えさせていただきたいと思います。

## (新倉教育長)

としますと、あくまでこれは、小栁委員ご本人の意見でしかないということ でよろしいですね、まず。そういう意味では。

## (小栁委員)

今の私の話の流れで、そういうふうに解釈されるのであれば、それはそれで 結構でございます。

### (新倉教育長)

そこが重要なところなのかなと思っているのです。

つまり、先ほど、ボトムアップという言葉を私、使わせていただいたのは、 これまで多分に行政計画ですとか、あるいは市長が平和の発言をしようとした としても、文章の推敲や何かというのは、何回もステップを経ながら、妥当性 をどういうふうに見ていこうかという普遍性を決めながら、つくってきている ところです。

小栁委員が、さまざまな方にご意見を聞いたという部分にあって、聞いた部分だけをというか、ということを聞きながら、ご自分でつくり上げたというところになってしまうと、ある意味での、私たちがこれまで考えてきた、ステップアップの中で討議がされてきたということではないのだなというふうに思ってしまうから、私案で、小栁委員のお考えですよねということになってしまいます。

そうすると、これを最終的には、小栁委員のお考えで書いたものに、ほかの 委員は賛同しなさいよということを求められているというふうに捉えてしまう のですけれども、そういうふうに考えてよろしいですか。

#### (小栁委員)

賛同してほしいというのは、この平和に関する教育について、何らかの、教育長のお言葉をおかりしますと、メッセージを掲げてほしいという点に関して

は、賛同していただきたいと思っておりますけれども、この私が掲げた勧めという私案そのものに賛同してほしいということではございません。

また、教育長や委員の皆様とも、これまで意見を交わさせていただいて、私の案が、そのたびに繰り返し改正されたというのは、委員の皆様も目の当たりにされているというふうに理解しております。

### (新倉教育長)

申し訳ありません、それは公式な場で行われていないというふうに私も思っていることと、もう一つは、ここをこういうふうに直してくださいというご意見をしているわけではなく、他の意見を聞いて、小栁委員が自分でご判断になって、文章を変えただけにしかすぎませんから、私たちが修正に加わったという意味では、少しそれは不同意でございますので。

# (小栁委員)

修正に加わったというか、そういう意味であれば、皆さんのご意見を伺って、 私が自分の案に修正を加えたというところでございます。

# (新倉教育長)

では、改めて確認をさせていただきます。

今、小栁委員がおっしゃったのは、平和に関する、何か教育委員会としての、 私はメッセージという言葉を使いましたが、アピールというものをすべきだよ という行為について、ご提案をいただいていると考えていいのでしょうか。そ れとも、ここに書かれている文言をもとに考えなさいと言っていらっしゃるの かが、わからないところです。

### (小栁委員)

そのお答えをするためには、これがそもそも、どうしてこういうものが出てきたのかという経緯を簡単にご説明させていただきますと、前回の教育委員会の定例会でも申し上げましたけれども、そもそも猿島・千代ヶ崎砲台の史跡の整備基本計画というものがなされた中で、この千代ヶ崎砲台などの史跡を平和のための教育に活用するというような基本指針があり、その基本指針について、私が悩み、考えた中で、皆様にもご相談してきましたけれども、私としては、千代ヶ崎砲台などの、せっかくある、横須賀にあるすてきな史跡を、子どもたちのためにも活用してほしいけれども、それをどうやって活用していいかわからないので、皆様お考えくださいということで、定例会の席でも、事務局の方々にもお願いしたところであります。

その中で、私が一体何をしたいのか、不明確であるというようなご意見もいただき、私として、自分自身、最初のころは漠然と考えておりましたけれども、ほかの都市、市町村の教育委員会が出していらっしゃる平和に関する教育の方針であったり、指針であったり、学習指導の提案といったものを参考にしながら、ああ、こういったものを具体的に、横須賀市でも掲げられて、それによって、横須賀市にある史跡も平和のための教育に活用できれば、これはすばらしいことだなと思い、それを具体的に私なりの形にしたものが、これでございます。

## (新倉教育長)

私の質問にお答えになっていただいていない部分があるので、少し整理をさせていただきたいのです。

まず、一番初めに、ずっとこだわっていますのは、今、お言葉の中に突然出てきてしまったのですが、平和活用する方法を考えなさいということなのでしょうか。それがいつの間にか、指針をつくるほうにいって、指針をつくったら平和活用ができるというふうに論点が変わっているように思っているのですが、ここの整理は、どういうふうにつけたらよろしいのですか。

# (小栁委員)

先ほど申し上げたとおり、現場の先生方とも意見交換する中で、せっかくある横須賀の、そういった史跡なり、あるいは、そのほかの平和学習に資するようなもの、そういったものに対して…。具体の例を一つ挙げさせていただきますと、例えば中央公園にある平和のモニュメントです。子どもたちが中央公園に遠足、あるいは学習的なもので行ったときに、先生方から、そのモニュメントの意味とか、あるいは、平和の碑みたいなのも中央公園にありますけれども、そういったものに触れていただけていなかったと。

そういうものがもったいないなということで、ぜひ実際の教育現場で、そういうところに行かれた折には、活用していただきたいというような思いも、これをつくる過程で生じてきました。この勧めを掲げることによって、横須賀のそういった史跡を活用してほしい。それは具体に言いますと、各論の中の学習プラン例の中になってきますけれども、手法・教材等の中に、幾つか具体的に書かせていただいております。

こういったものを掲げることによって、先生方も、もちろん実際に実践されている先生もいらっしゃいますし、気づいていらっしゃる先生もたくさんいらっしゃると思いますけれども、そうではない先生方に、こういったものを示すことによって気づいていただいて、あるいは、中には、こういったもの、先ほ

ど、せっかく公園に行ったのに指摘されなかった先生が、ご存じなかったのか、あるいは、知っていたけれども、あえて指摘されなかったのか、それは私にはわかりませんけれども、もしあえて指摘していないとすると、避けてしまう、そういったものをちゅうちょする。そういった空気があるとすれば、それをそうではなくて、ぜひ積極的に、平和に関する教育に生かして欲しいということで、この私の私案を出させていただき、これを読むことによって、先生方が、そういったものにも積極的に取り組んでいただきたいという思いがあります。

### (新倉教育長)

そこが私にわからないところなのです。

これをつくって、先ほど私は、少し細かい、メッセージと言いましたけれども、アピールをしたいのですか。それとも、今のお話を聞いていくと、気づかない先生方に何とか気づかせるために、この指針というか、この方法で行うのだよということを押しつけるような形に捉えてしまうのですけれども。

お言葉の中でも、現実に行っていらっしゃる先生たちがいる、それが、行わなかった先生がどうしてなのかわからないけれども、行わせるようにするために、この文書を出すのだというふうに聞こえてしまったのですけれども、私の取り違えでしょうか。

### (小栁委員)

それは、教育長がそのように受け取られたのであれば、私の言葉足らずというか、説明が足りないところがあるのかもしれませんが、決して押しつけるものではございません。

### (新倉教育長)

そうだといたしますと、先ほど来、非常にこだわってしまうのは、学習プラン例というのをおつくりいただきましたけれども、この表の真ん中から左側、総合的な指針、道徳的指針、あるいは社会的な指針といっているものは、学習指導要領に書かれているので、全く何ら問題はないわけです。

一方で、その手法や教材等というのは、これは小栁委員が、自分が教師だったら、こういうものを使ったらいいよねという例示だということでよろしいのですか。

#### (小栁委員)

はい、そのように考えております。

### (新倉教育長)

これを、わざわざ先生方に提示しなければいけない理由って何ですか。

つまり、教員の先生方は、教職という免許を持ちながら、自ら授業を行い、 使えるものは副読本の中で、さまざま使っているわけです。それぞれ先生方、 お持ちなわけです。

にもかかわらず、これを示すということは、小栁委員だったらこうするのだから、あなたたちもこうすべきだよということを示そうとしているようにしか思えなくなってしまって、与えられた先生方は、大変プライドを崩してしまうのではないかという心配を持っているのですけれども、それは、逆に先生が、弁護士という資格をお持ちのときに、こうすべきだよと他から言われたときに、どういうふうに思われるかというところが、私は少し心配なのですけれども。

# (小栁委員)

それでは、逆にお尋ねしますが、教育委員として、これを先生方に、こういったものを示すことは許されないのでしょうか。

### (新倉教育長)

示すという意味が、私にはわからないのです。

日本では現在、国定教科書は採用していません。だから、さまざまな教科書選択権が、文部科学省が選定をした教科書の中から教育委員が一番好ましいと思われるものを、横須賀の場合には、教職員の先生方と定めながら選択をし、でも、その教科書どおりではないために、さまざまな副読本を使って、教員はそこに使っていいことにしています。その一つの例というのは構いません。

ですが、教科書の選択権を持っている教育委員が、この例で行いなさいというようなことを出す必要は全くないのだと思っているのです。

#### (小栁委員)

少しご質問の趣旨を理解することが難しいのですが、その手法、私の各論の 学習プランの例の手法・教材のところ、これが不適切であるというご指摘です か。

### (新倉教育長)

これを例示でわざわざ、というのは、2点、先ほどからずっとこだわっているのですが、この教育委員会は非常に権限を持っているから、この教材方法と、これを使って行いなさいよと指示することも可能は可能です、決定として。

でも、ここの部分という指導法や教材は何を使うかというのは、それぞれの

学校教育の中にあずけられているものであって、そこまで教育委員会は関与できないと思っているのです、私は。選択肢の幅をさまざま広げて与えることは構いませんが、例示だけをつくって、これで行うのだよということはできないと思っているところです。

### (小栁委員)

私の手法・教材の中を具体的に見ていただければ、おわかりになると思いますけれども、私は、特定の教材を使ってほしいということは一切申し上げておりません。

例えば低学年、1・2年のところでは、動画、読書、読み聞かせ、こういった手法を使ったらいかがですかというところ、それから、中学年のところでは、見学として、この中央公園、先ほど、横須賀のものは使ってほしいというようには提案させていただいております。それから、写真撮影とか図画工作、それから、ほかのところでも、資料を集めて意見をまとめて発表したりとか、語り部をお願いしたりとか、それから、中学校のほうにいきましても、見学やプログラミング教育、演劇やロールプレイ、ディスカッションとか、そういった手法を示しているだけであって、特定の教材は示してはおりません。

# (新倉教育長)

くどくて申し訳ないのだけれども、それは既に先生方が行っているという前 提なのです。

先ほどお話しになったように、既に行っていらっしゃる先生方いますよと言っているわけです。そして、その手法を学ぶために、横須賀市は社会科研究会という研究組織を持ち、先生方はそこで切磋琢磨しながら、行っている状況なわけです。しかもそれは、文部科学省からも、一つの例で出てもいるわけです。

それにあえて、横須賀市の教育委員会が例示を出さなければいけない理由が わからないのです。

#### (小栁委員)

教育委員というのは、教育の専門家ではございません。そもそも、何で教育の専門家ではない教育委員がこの場にいて、そして、最終的な決定権を委ねられているかといえば、教育の専門家集団である先生方、そういった方々の教育方針、これに関して、市民的な目線を持って、それを、レイマンコントロールというふうにいわれておりますけれども、そのために私はここにおります。

したがいまして、専門の先生方、そういった方々が、もちろん研究を重ね、 そういった専門的な視点で考えていらっしゃる。ただ、それに対して、私はこ こに教育委員として選ばれて、発言を許されております。市民としての目線からご意見を申し上げているということでございます。

### (新倉教育長)

では、こういうふうに理解をしてよろしいでしょうか。

教育委員会、少し決定意思その他は別にいたしましても、では、小栁委員から、何をお出しになりたいかというと、社会科研究会が行っている手法が生ぬるいよ、もっとこういうものを見るべきだよということをお出しになりたいと考えていいですか。

先ほど、こだわるのですけれども、例示として出したいのだと言いながら、 今は、教育委員の中の市民の目線で、ここを指摘するのだというふうにお伺い しているわけです。

これまでも行っていますよという先ほどのお話、頑張っていただいている先生がいて、そういう例を使っていらっしゃると言っているのにもかかわらず、もう一度この部分を上乗せで出すということが、どこが市民目線になるのかがわからないのです。

# (小栁委員)

あまり具体例を出すつもりはございませんでしたが、抽象論を申し上げても、 なかなかご理解いただけないので、具体例を申し上げます。

ある小学校5年生では、横須賀に自衛隊があることについて、どう思うかというテーマで、小1時間、小学校5年生に議論をさせた上で、最後のところで 先生が、私はこう思いますよという考えを示されました。

それから、ある中学校の保護者の方からのお話ですけれども、子どもが帰ってきて、お母さん、自衛隊って違憲なのと、突然聞かれたという話を聞いております。

また、少しいろいろあるのですけれども、そういった学校現場での話を聞き、 今の小学校5年生の事例、私は決して悪いとは思っておりません。ただ、幾つ か課題があるのかなと。

果たして小学校5年生に、自衛隊について小1時間討論させるということが適切なテーマなのかというふうに考えました。もう少し、例えば中学校3年生、私のこの学習プラン例で言わせていただきますと、3年生の最後のところ、ディスカッションのところに、括弧に例で挙げさせていただいていますけれども、このあたりが適切なのではないかなというふうに考えております。

また、最後に先生が自分の考えを示された。これは、子どもというのは、先生の考えを答えとして受けとめてしまう可能性があります。ですので、先生は、

特に、実社会の中で、定説というか、決まって、定まった考えがない、いわゆる争点といわれる部分に関しては、これは自身の考えを示さないほうがよろしいのかなというふうに考えています。これは、付言のところでも挙げさせていただいております。

また、先ほどの中学校の自衛隊って違憲なのという話の事例、これは保護者からの話ですので、先生がそう教えたのかどうかはわかりません。ただ、生徒がそういうふうに受けとめてしまうような授業をされたというところには、一つの課題があるのかなと。そういった課題について、こういった、私の勧めの中で、付言という形で書かせていただいております。

そして、また多くの先生方も、こういった私の案を、この間、前回定例会が終わった後にも、実際に学校を訪問させていただいて、その訪問は、何もこのためにした訪問だけではありませんけれども、もともと訪問するお約束をしていた学校で、先生方あるいは校長先生と意見交換させていただいて、これは我々も気づかなかった点もありますと、いろいろとご意見をいただいて、そういった意見交換の中で、学校の先生方にも気づいていただいたり、あるいは、いいものですねと言っていただける先生方もたくさんいらっしゃいました。

そういった声を聞いてみますと、これは無駄ではないのかなというふうに、 私としては考えております。

### (新倉教育長)

突き詰めまして、一番初めの問題に戻らせていただきます。

そこまで先生がおっしゃるということは、ここの例示のとおりに行うべきな のだというお考えがあるのですよね、まず。

だって、自衛隊については、5年生で行うべきではないのだから、先生としては、そこまで言うべきではないのだからということが根底にあったとしますと、これは、では、参考プランですよといって例示をするのではなく、これでなければいけないのだよねという小栁委員のお考え方があるから、それを教育委員会として、各学校に示達すべきだというふうにお考えになっているのですかということを確認していたのです。

つまり、受け方、ご賛同いただける先生方がたくさんいるのだとすれば、先 生方、もう既に動いているのだと思っているのですけれども。

### (小栁委員)

少し、繰り返しになりますけれども、これは決して押しつけるものではなく、 先ほどの自衛隊の例にしても、これは私のプランとして示させていただきまし たけれども、これを見た上で、学校の先生が、いや、うちの生徒に関しては、 これは今の学年で大丈夫だというふうにお考えになったものであれば、その先生方が自由に学習プランを立てられて、それは一向に構わないと思っております。

### (新倉教育長)

わかりました。

求めていらっしゃるものが、私、非常に思ったのは、この教育委員会の決定として、各学校、各教師に出せというふうに、ここにお持ち上げになっているのかなと思っていたのですが、そうではなく、小栁委員が私案をしておつくりになったものを、全校なり全教職員にお送りになりたいのだということがご要望だというふうに承っていいですか。

## (小栁委員)

私としては、他都市、例えば、例を挙げさせていただきますと、広島、長崎、ほかにも札幌、それから貝塚市、大阪府とか、色々なところで、教育委員会として、平和教育に関する基本指針とかプランとかを明示されております。そういったものが教育委員会として示されるのが最もいいことかなと、私なりには考えております。

ですので、これは、私のものは、たたき台でございますので、これをたたき台にして、多くの先生方、教育委員の皆様、それから、必要であれば学校現場の皆様に、改めてご意見を伺って、よりよいものをつくっていただければ、そして、それを示すことができるのが一番、私の希望でございます。

### (新倉教育長)

2点すごく、私、わからなくなっていますのは、まず、小栁委員は、カリキュラム論のほうを重視されているのですか。

前文に書かれている、平和に関する理念というのでしょうか、それは、ここは少なくともメッセージなり、あるいはアピール文だなというふうに私は思っていたのです。

カリキュラム案の詳細まで出てくると、それは、このとおりに行うべきなのだよということの意思決定は、教育委員会が行うのではなく、全教員が賛同した姿でなければ、出すべきではないと思っているのです。それでないと、小栁委員が先ほど来おっしゃっている、横須賀の子どもたちに差がついてしまうのですよ。正しい教育を受けた子と受けていない子という言い方で。これが正しいと小栁委員は思っていらっしゃるから。

先ほどあったように、自衛隊についてだとか、さまざま意見を述べろ、ある

いは、この年代で教えるべきではないという先生方が食い違ってしまう。そういうことを生じたら、教わる子どもたちに差が出てしまうわけですよね。

それがないようにするためにつくられているのが、カリキュラム案だと私は思っていますから、それは全校の全ての先生が行うものとして取り扱うべきものだろうと思っているのです。だから、これをアピールとして出すのは好ましくない。ボトムアップで、全ての先生が同意してつくっていくべきであろう。

まして、アピール文であって、それを横須賀市の教職員全員が思うという言葉であったとしたら、教育委員会が一緒になって、他市町村にアピールすべきだろうと。私たちが先につくって、これに従いなさいというものではないというふうに思っているのです。ここが多分、小栁委員と私の食い違いの部分だと思います。

一方で、小栁委員は、それは出すべきだろうけれども、まずは出すべきだというのだったら、小栁委員の私案をPRするということについては、それだけでしょうねというふうに思っているだけです。

この私案に、ここで賛同し、アピールするためにというふうに出てくるとすれば、他の委員は、この文書ではだめだよということがあってしかるべきだし、ゼロからもう1回つくり直すということになっても構わないのですかということなのです。

### (小栁委員)

最後のご質問のゼロからつくり直すことになっても構わないのですか、それ は全く構いません。

それから、教育長のおっしゃっている意味、私もようやく、半分だと思いますけれども、理解させていただきました。

おっしゃるとおり、教育委員会として、この各論の学習プランの手法のところで具体に、ディスカッションの内容とか、そういったものを例示として示すのは、確かに不適切な点があるかもしれません。

例えば、そういったものであれば、そこのところを削除していただいて、教育委員として示すべき、教育委員会として示すべき内容を絞っていただいて、 成案にしていただくというのがよろしいかと思います。

### (新倉教育長)

2点目の部分で、もう一度教えていただきたいところがあるのですが、さまざまな方にご意見を聞いていったときに、教師の困り感というのは、何を指して、困っているというふうに見受けられたのですか。そこがわからないのです。できるだけ具体的なことをお教えいただきたいのです。

### (小栁委員)

私のほうが先生方に最初問いかけたのは、今回の猿島・千代ヶ崎砲台の整備基本計画というものの中での、砲台跡をどうやって平和のための学習に生かすのかという点について、ほかの先生方のお知恵をかりたいと思って、お話をさせていただいたのですけれども、やはりその先生方も、兵器であった砲台跡というのを、どうやって平和のための学習に活用するのかというところに関して、私と同じ悩みを持っていらっしゃいました。

それから、その中で、平和に関する教育について、では、どのような教材がいいのでしょうかとかいうときに、写真とか、かなり戦争に関しては、生々しいものもあるけれども、これを一体どういうふうに活用すべきか。生徒の発達段階もあると思いますけれども、そういった活用の仕方に関して、一緒に悩みました。

それから、その中で、先生方から、私のこういったプランもお見せしたりすると、なるほど、ほかの教科との連携が今まで弱かったというようなお話をいただいたり、ほかの学校では、では、どういったプランに基づいて授業実践をしているのかなというところを、ぜひ知りたいというようなご意見もいただきました。

それから、横須賀の史跡などの活用については、余り授業の中では考慮して こなかったというところとか、それから、先ほども例として挙げさせていただ きましたけれども、横須賀の地域性から、授業の中で自衛隊をどのように取り 上げるべきかという点に関しては、悩みを持っていらっしゃる先生がいらっし ゃいました。

#### (新倉教育長)

その方たちは、なぜ改善していないのですかね。

そうでしたねと、小栁委員のところに賛同し、こういうものを取り入れるべきだねとおっしゃった方たちは、もう授業で実践されているのですか。

#### (小栁委員)

授業のプランというのは、すぐに変えられるものではないというふうに、私も承知しております。今、新しい新学習指導要領に基づいて、学校の中でカリキュラムマネジメントを策定している最中なので、それに関して、策定するときに、なるほど、こういったものも視野に入れながら、もう1回、考えるときに参考にさせていただきますと言ってくださった先生もいらっしゃいます。

### (新倉教育長)

1点だけ、もう一度確認をさせていただきます。

先ほど、自衛隊の取り扱いというようなお話が出てまいりました。自衛隊について、どう考えるかということだと思うのですが、困っている方というのは、自衛隊がどうだから困っているとかとおっしゃっているのですか。あるいは、それに対して、小栁委員は、こうあるべきだというふうにお考えをお持ちになった、それがここに反映しているのだとすれば、そこは少し明確に教えていただけないかなと思ったのですが。

## (小栁委員)

これは、私の付言でも申し上げておりますけれども、多くの教育論者が、政治的に争いのある部分については、教員が教壇で私見を述べることは控えるべきだというふうに言っております。

ただ、だからといって、教員が教室で、平和について触れてはいけないと言っているわけではなく、むしろきちんと教えなければならない。つまり、自衛隊に関しても、そこに争いがあるから、触れてはいけないと言っているのではなく、教員が私見を述べてはいけないというふうに教育論者は言っております。ですから、では何を教えるのかというと、これは、子どもたちが教養を備えた社会人となるべき基礎知識として、自衛隊に関して、どういった意見があるのか。現在、賛成の者もいれば、反対の者もいる。そういった人たちの論拠について、客観的に教える。そういったものが教員の役割だというふうに理解しております。

### (新倉教育長)

それができていないということなのですか、先生は、教員は。

#### (小栁委員)

具体的にできていない例を散見させていただきました。

#### (新倉教育長)

その先生方に、どういうふうにしろと言いたいのですか。この提言をもって、 その先生方はどう動けるのですか。

#### (小栁委員)

ですから、教壇の前では、自分の私見、先生はこう思っているというようなことの発言は控えて、客観的な、今まである各意見について教えるということ

になると思っております。

## (新倉教育長)

そのように学習指導要領がつくられていると思っているのですけれども、学 習指導要領の否定をすることになってしまうのではないのかなと思いますが。

# (小栁委員)

どの辺が否定になるのですか。

### (新倉教育長)

そのように行えというふうに学習指導要領はつくられているし、教師はそのようにつくられているのです。それをあえて、もう1回言うということは、現実論で、行っていない何かを示さないといけなくなりますよね。

逆に、もう既にきちんと示されていることに、もう1回、なぜそれを追い討ちでかけなければいけないかがわからない。できていないのは、何ができていないと言っているのかがわからないです。

### (小栁委員)

学習指導要領というのは、これは大枠を示すものであって、それに地域の実情とか学校独自の考えを織り交ぜて、具体的に教育課程をつくり上げるというのが、これは教育計画でありますので、その中で、教育課程、学習指導要領に反するようなことを言うことは、教育委員として考えておりません。それを繰り返し言うということは、大切なところを繰り返すということは、これは当然あるべきことだというふうに考えております。

### (新倉教育長)

すごく私がわかりにくいのは、小栁委員は学校の先生をどういうふうに見ているのですかということなのです。

今繰り返しおっしゃっていることは、その先生方は使命として、当然持っていなければいけないことだと思っています。それができていないから、だから何か指摘をしたいのですか。

### (小栁委員)

それでは、逆にお尋ねしたいのですけれども、横須賀市の教育振興基本計画の中で、ここの中で、生徒のあるべき姿とか、こういったものを示していらっしゃいますけれども、これはどういった意味があるのですか。

### (新倉教育長)

教師の本分というのは、もともとの姿があるが、もう一度そこの部分を強調的に行おうとしている部分だとは思っています。ただ、おっしゃっている、今、教材をどう使うかとかという話とは、そこは少し違うと思っています。

質問の論点が狂うといけないので、私たちが知りたいのは、先生方の困り感 と言っているのは、何をもって困り感と言っているのか。

もっと極端に言いますと、普通の民間会社でいえば、上司が余りにもパワハラを行っていて、あるいは厳し過ぎて、自分の思うような能力が発揮できないのだよねというのだったら、すごくわかりやすいのです。それから、いや、上司からずっと責められるのだけれども、それ以上に僕、仕事の仕方がわからなくてさ、だから困っているのですというのが困り感ですよね。

今のお話を聞いていくと、教師の先生方は、何を教えていいか、非常にわからなくなってしまっていて、困っているのですよねというお話が、教育委員の小栁委員のところにたくさんきていて、そういう教育現場になってしまっていることを正すために、これを出すのだというふうに、私は今、理解せざるを得ないのです。

ましてそれが、平和という部分に特化するのだとすると、現場の先生が困っていると言っているのが具体に何なのかが、まだわからないのです。もう少し事例的に細かいことがないのかなと思って。

先ほどあったように、自衛隊が横須賀にあっていいかどうか悪い、そういうことを言えない、それはわかるのです。政治心情を入れてはいけないという、その先生ですから。でも、その先生の困り感を改善するためには、この提案の何が、どこで困り感が解消するのですか。

### (小栁委員)

私も、学校の現場の先生方を信頼しておりますし、本当に努力されている、 これは頭が下がるところであります。ただ、こういった提案をさせていただく 中で、学校長の中には、なるほど、若い先生にはこういった視点が足りないね というふうなご意見もいただきました。

また、若い先生方と話した中で、無関心な先生も散見されました。これは少数でしたが、平和のための学習に関してですね。無関心というか、それは家庭で教えることではないのですかというようなご意見を、ご意見というか、お話をいただいたり、それから、学校の教科書の中では教えていますよというふうなご回答をいただいたり、教科書で教える、それはもちろんそうなのですけれども、私がお願いしたいというか、今回提案させていただいているのは、特に

横須賀での、せっかく横須賀には、たくさんの戦争に関する史跡がございます。 遺跡がございます。こういったものを学校教育の中で活用してほしいというと ころですので、そこに関しては、まだまだ視点が足りなかったねというふうに 謙虚におっしゃっていただく先生がいらっしゃいました。

### (新倉教育長)

困り感て、そういうものではないですよね。この間からお話を聞いていると ころは。

今、最後のところのだけで、もし、少し論点を切ってしまって申し訳ないのですが、ではやはり、横須賀のこれまでの文化財や、さまざまなものを集めた副読本をつくればいいのだよねというふうに思ってしまいますし、若い先生の教育が足りないのだといえば、今日いるかもしれませんが、教育研究所長が最大限反省しなければいけない部分になるのだよね。

つまり、この一冊のペーパーを出すことによって改善するかどうかというよりは、もっと具体的に改善ができる方法があって、それによって解決がつくはずなのに、私はその手法が、まずとれるのではないかと思っているのですけれども。

言っていらっしゃる、ですから困り感があって、このアピールとカリキュラムをつくらなければいけない困り感は何なのかがわからないのです。何を困っていらっしゃると言っているのか。

### (小栁委員)

先ほど挙げさせていただいた中でも触れさせていただきましたけれども、先生方の中には、横断的な、ほかの教科とのすり合わせとかが足りなかったと。もちろん、今回の学習指導要領の柱の中で、そこはしっかり行うようにというふうに書かれておりますので、そこがまさに、私のほうの話としてもありますし、ほかの教科、あるいはほかの学校で、どのようなプランに基づいて授業実践をしているのかというのを知りたいと。

教育長は、質問の中で、困り感、困り感とおっしゃっていますけれども、私は、困り感という言葉を積極的に使っていませんし、私の言っていることが、教育長が考えていらっしゃる困り感と違うのであれば、それは困り感という言葉の意味が違うのだと思っております。

#### (新倉教育長)

申し訳ありません。今、小栁委員が非常に具体的に挙げていただいている教 科の横断だとかという話を考えれば、ここにいる職員、何のためにいるのです カシ。

教育指導課については、教育指導を全て行っていかなければいけないから、 そのために各教科の指導主事をきちんと雇い、そこで研究会を設けさせながら、 関連づけさせるという仕事を持っているのです。若い先生がそういうことを勉 強していないといえば、教育研究所において、初任者研修、1年経験者研修、2 年経験者研修、6年経験者研修、中堅教諭等資質向上研修というのを組んでい るのです。

だとすると、小栁委員のご提言は、アピール的に出すのではなく、この教育 委員会のそれぞれの課長にぶつけていかなければいけない、そうしなければ、 物事改善しない内容ではないですかね。

これを文書をただ出したから、それで済むのではなく、むしろ、その人たちを一刻も早く変えなければ、子どもたちが不幸せなのでしょう。だとすれば、それぞれの個別の課題として提示すべき内容ではないかなと思うのですけれども。

だから、学校の先生、困っているから、このアピールを出すという、困っていることが何なのかがわからないのです。アピールを出さなければ、出したら困っていることが解決するのだったら、これを行ったら最高で、この方法によって困っていることが解決するというのだったらば必要ではないかなと、ずっと思っているので、委員がさまざまな先生方と意見交換をした中で、困っているということが何なのかをもう1回教えていただければ、その困ったことを解決するためには、このアピールなりカリキュラムを出さないとだめなのだなというところに、まだ納得ができないのですよ。理解ができないです。そこがわからないので、教えていただきたいのです。

### (小栁委員)

12月の定例会の中で、この猿島・千代ヶ崎砲台の整備基本計画というのが立てられたときに質問させていただいた、というか、お願いさせていただきました。兵器というものがどうやって、平和のための学習に資するのか、活用するのかお考えくださいというふうに、事務局の当時の課長でしたけれども、今の部長の米持さんにもお願いしたところであります。

また、4月にも同じようにご質問させていただき、米持さんは、そのときにはもう部長でいらっしゃったと思いますけれども、お答えいただいて、まだ検討中ですというお話でした。

今どのように、内容としては進んでいらっしゃいますでしょうか。

#### (新倉教育長)

少し待ってください。質問を変えないでほしいのです。ここは委員討議をさせていただいているところですから。

今、私が質問したことを、全然違う問題に振り替えられたら、ほかの委員の皆さんは判断基準を全く持てなくなってしまいますから、そのためにこのお時間をとっているのですから。

### (小栁委員)

ですから、教育長が、私が何でこういうものを出さなければいけないかというふうにおっしゃったので、私としては……

### (新倉教育長)

違います。困り感は何かを教えてくださいと言っているのです。

### (小栁委員)

いや、議事録を見ればわかると思いますけれども、要するに……

### (新倉教育長)

何を出さなければいけないかなんていうことを、私は今、質問しませんでした。

今の質問、もう1回繰り返させていただいていいですか。

### (小栁委員)

どうぞ。

### (新倉教育長)

小栁委員が、さまざまな先生方と意見交換をされてきました。その中で、前の質問からずっとあった中で、先生方が今、現場で何を困っているのでしょうかということが、まだよくわかりませんということをずっとお話しさせていただいた。

今まで言われた一つの、困っているよということの中で、若い先生方がどうしていいかということがあるとすれば、その解決する方法は、きちんと研修制度で行うべきだから、教育研究所の仕事ですよね、それから、ほかの教科との連携が悪いのだというご指摘があったとすれば、それは教育指導課の指導主事同士の中で、どうつくり上げて、学校にフィードバックするかということが必要ですよねと言ったのです。具体に、その方法で、解決策がすぐにとれていけると思っているのです。

でも、このアピール文を出さなければ、先生方の困っていることが解決しないとすれば、その困っていることは何ですかと聞いているのです。さまざまご意見を聞いてこられたのだから。

# (小栁委員)

いや、教育長の先ほどの質問は、何でこれを出さなくてはいけないのか。

### (新倉教育長)

困り感は何ですかと聞いている。困り感が、私が言ったのは、その困り感というのは、今言ったように、教育研究所や、ここにいる指導主事、あるいは各課の中の対応で解決がつかない根本的な困り感が先生にあるのだとして、その困り感を解決するためには、これでないとだめなのですかというところがあるのですかということを知りたい。

まずは、ですから、困り感は何なのかなのです。

### (小栁委員)

繰り返しになりますけれども、私のほう、もともと私の困り感でもあり、先生方とも共有した困り感が、平和に関する教育に千代ヶ崎砲台をどうやって活用するのかというところの困り感であります。それを考えてくださいというふうに、私としても事務局長、事務局のほうにもお願いいたしました。

ところが、12月の段階、4月の段階、それからその後、内部で聞いているときにも、せいぜい、「横須賀」ですね、この「横須賀」という副読本、この中の写真の中に、千代ヶ崎砲台などの写真を載せる可能性を考えていらっしゃるというぐらいで、それを載せて、私たち一つ、悩み感、困り感、千代ヶ崎砲台をどうやって平和のための学習に活用できるのかという困り感に関しての回答をいただけなかったというところで、そのために私は、このプランを考えました。

### (新倉教育長)

では、逆にお伺いしたい、学習プラン例の中の中学校の1年生に千代ヶ崎砲台の見学と入れて、これを行って、それで何を解決できるのですか、ここで。ここで何を、逆に、今のご提案いただいた中で、この進言をもっていけば、千代ヶ崎のこの遺産の中で、何が解決するのですか、ここで。

#### (小栁委員)

さまざまな方々と意見交換する中で、単に史跡、あるいは戦争遺跡という言葉を使っていらっしゃる方もいましたけれども、そういったものを見るだけで

は、なかなか平和に関する学習にはつながらないなということが一つありました。

例えば、ある小学校では、パラシュートが小学校に管理・保管されていた。 そのパラシュートが、何で小学校の倉庫に保管されていたのかというのを小学 生が自ら研究し、そして、終戦間もないころに、あるパラシュート部隊が学校 におり立ってきた。その中の遺族のお母様が学校に寄贈されて、ぜひ平和のた めの学習に活用してくださいというふうにお話しになったと。そういったこと を、ある生徒さんが自分で自ら研究された。

つまり、戦争史跡とか戦争遺物というのは、そのものというよりも、そのものの背景にある人間関係、人間模様、こういったものを学ぶきっかけだと私は考えるようになりました。そういったものを、ぜひ学校の先生方に具体的に考えていただきたい。

この千代ヶ崎砲台などに行ったときに、これはもう、それぞれの先生に工夫していただきたいところですけれども、これをどうやって子どもたちに、平和のための学習につなげていくのか、そこを考えていただきたいと思っております。

# (新倉教育長)

すみません、完全な禅問答になってしまったので、全くわからなくなりました。

今、小栁委員がおっしゃっている中で、パラシュートと言っているのは、第 二次世界大戦の話であって、まだそれらをわかっている生き証人の方がいらっ しゃいました。

では、千代ヶ崎砲台、明治につくられて、その建設に携わった方が誰かいるのでしょうか。そこにあって土を埋めた自衛隊の方に、後で話を聞けばいいのでしょうか。山を崩したところの話を聞けばいいのでしょうか。

なおかつ、まだ千代ヶ崎砲台は、全域が全て発掘調査が行われているわけではなく、部分的な部分をどうしていくかという保存の部分の計画を今回つくっているところであって、全容を調べていくためには、まだまだ調査が必要な部分、たくさんあると思っているのです。それらは、調査の時点をしながら、出てきた文書を使いながら、こういうものだったということを伝えていくというところから始まるのではないかなと思っているのです。

誰も全く触れないと言っているわけではありません。ただ、難しいのは、千代ヶ崎砲台は実弾を撃って、誰も殺していないからいいのです。これが例えば、 第二次世界大戦に使われた銃砲が展示されていたとすると、それは、実は人を 殺しているものかもしれないという論議になるわけです。 だから、それぞれの歴史を追っていくというのは、事実をきちんと伝えていかなければいけないということは、誰もがわかっているのです。それをどう伝えていいかというのは経験なのだろうし、さまざまな知識を持っていくことが当たり前であって、カリキュラムのどこかに書いたから行えるということではないと思っているのですよ。

だから、そこを否定しているというか、話をしているわけではなくて、先生 方が本当に困っているという論議をされたときに、何を困っているのだろうか といったときに、非常に抽象論なのですよ。千代ヶ崎砲台があったって、それ を歴史的にどう教えていいか、まだ学術研究の途中であるところが十分できて いないにもかかわらず、それを感覚論の中で説明するというのは無理でしょう。 だから、現実の中で、あるところを伝えて始めていくだけにしかすぎないの ではないのですか。

# (小栁委員)

この千代ヶ崎砲台の整備基本計画に関しては、例えば今年度の予算でも、1,948万8,000円ですか、の予算が組まれて、具体的に動き出しております。また、学校の新任の先生方が、この史跡を見学するというような計画もあると聞いております。そういった中で、こういった史跡の活用方法を考えてくださいと。

もちろん、私が言うまでもなく、考えていただけると、教育長がそういうふうにおっしゃっていただけるのであれば、それは心強い限りでありますけれども、私としては、平和に関する学習を、千代ヶ崎砲台のものを活用するのが、ずっと悩んでいて、また、事務局からも具体的な、私が納得できるような回答をいただけていなかったので、それをまた、いろいろな先生方と意見交換をさせていただく中で、その先生方に一つの、背中を押すというか、こういった平和の学習について、より一層、しっかりとした取り組みをしていただきたいという思いを込めたものでございます。

#### (新倉教育長)

本当、長時間になってしまう可能性がありまして、大変申し訳ない、私自身は2点だけ、簡単に教えていただこうと思ったのです、全く、すみません、私にまだ理解が足りないのだろうと思っています。

ほかの3委員の皆さんもそれぞれに、前回お話を聞いて、今日も少しお話聞いていただいたと思うのですけれども、やはりどうしても質問しておかなければいけない、お聞きしなければいけない部分があるのだろうと思うので、もしよろしければどうぞ。

### (荒川委員)

私は、まず、学校現場で仕事をしておりましたので、平和に関する学習が各学校で、学習指導要領に基づき、適切になされているものと認識しています。 そのことをまず押さえておきたいと思います。

そこで、小栁委員からの提案につきましては、ほぼ教育長と同じ質問であったのですが、重複する部分がかなりあると思うのですけれども、少し質問させていただきます。

やはり、まず思ったのは、教員の困り感ということです。平和的な学習について、どんなことに困っているのか、これはもう、授業で実際に行っているわけですから、それで困っていることであれば、周りの先生に聞いたり、指導主事が来られたときに聞いたりと、いろいろな形で解決する手だてがあるはずなのに、まだその困り感のままでいるのだとしたら、やはりこれは、とても切実なものとして、何とかしなければならないことだなというふうに思っていました。

ところが、今の小栁委員からのお話をお聞きすると、千代ヶ崎砲台についての活用ということなので、先ほども教育長おっしゃったように、まだまだこれについては、社会科研究会などで土台となるものをつくっているというようなことでしたので、ああ、そういうことだったのかなというふうに思いました。

ですから、他に違う困り感があれば、教えていただきたいなと思うことと、あともう一つは、やはりカリキュラムのことです。

これを各学校に、どのように発信されるかということについては、私は、各学校では学習指導要領に基づいて、綿密に、各学校で年間計画を立てて、授業時間、内容については実施しているところです。そこに小栁委員からのような、ご提案のような件が加わるということにつきましては、私ではなくても、違和感を感じるのではないだろうかというふうな懸念を持ちました。

小栁委員も十分ご存じだと思うのですけれども、教育課程の編成は、学習指導要領に基づき、校長の責任のもと、各学校に委ねられているわけですよね。 そのことについては、小栁委員はどう思っていらっしゃるのか、そこをもう一度お聞きしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

### (小栁委員)

荒川委員が最後のご質問、少し、いろいろな質問があったのであれですけれども、最後のところの教育課程の計画に関しては、各学校が編成主体であるというところは、もちろん私も十分承知しております。

そして、一般的には、教育課程を編成し、どのようにそれを実施・評価・改

善していくのかというのを、カリキュラムマネジメントというような言葉でいって、横須賀ではこれは、各学校が作成されているというふうに認識しております。

その一方、例えば、横浜市などでは、横浜市の教育委員会のほうで、カリキュラムマネジメントというのを編成されて、示されているという例もあります。 他都市でも少なからぬ教育委員会が提示されています。これが、各学校の教育計画の編成主体を侵害しているとか、あるいは、不適切であるいうようなことはないというふうに私も思っております。

私としても、先生方、学校の先生方の編成というものには重きを置いておりますし、大変尊重しております。しかし、これが、これを行えということではなく、また、各学校には、やはり課題というのを一本の柱として立てられて、いろいろな柱の中で、中心的なものを何にするかというのも含めて、学校の先生方が決められていると。

例えば、環境というのを柱にされているところもあれば、キャリア教育というものを柱にされているところもある。それから、食育とか、安全・防災というものを柱と考えていらっしゃるところもある。

私としては、平和に関する教育というものを仮に柱として考えた場合の、私なりの計画は、こういうふうになりましたというところで、このプランが、各論のほうですね、いうふうな形で、サンプルみたいなものでお示ししたもので、これを先生方が参考にして、ああ、これはおもしろいと思っていただければ、それは今すぐでなくてもよいので、どこかの課程で、少しでもこの各学校の編成の中で、取り入れていただければよいかなというふうに考えております。

また、総論に関しては、全くそういったカリキュラムとは異質なものですので、この総論に関して、これはやはり横須賀市として、一体、平和に関して、どういった方針でいるのかというのは、これは示したほうがいいというのが、私の率直な考えです。

というのは、この千代ヶ崎にしても、史跡に関しても、いろいろな活用の方法を考えていらっしゃって、観光面での活用というのも、いろいろ考えていらっしゃると思います。しかし、観光というだけで、この戦争の遺跡、史跡を活用するというのではなく、これはやはり、しっかりと平和のための学習というものにも位置づけているというところを内外にも示すというのは、これは私としては、横須賀市にとっても大きなメリットかなというふうに考えております。

#### (荒川委員)

最後の、各学校でという、校長の責任のもと、各学校でというところについては、小栁委員もご理解はいただいているということなのですよね。

# (小栁委員)

はい。

# (荒川委員)

そこに、このような提案をなさるということが、それは矛盾しているのではないかなというのが私の質問であると思うのですけれども、いかがなのでしょうか。

## (小栁委員)

それでは、逆にお尋ねしますけれども、この横浜市が出している、横浜市の 教育委員会のカリキュラムマネジメント。これは各学校の編成と矛盾している のですかね。

# (新倉教育長)

つくり方です。

# (小栁委員)

これも参考にさせていただいておりますけれども……

# (新倉教育長)

そこに平和教育が何とかと書いてありますか。

### (小栁委員)

いや、平和教育、これは、要するに、私が例として出させていただいたのは、

### (新倉教育長)

横須賀市、全く存在していないです。カリキュラムについて考えた。一度も きちんと示したことないです。出していますね。

### (学校教育部長)

はい、教育課程研究会……

#### (新倉教育長)

きちんと出していますね。

### (学校教育部長)

示しております。資料で。

### (新倉教育長)

それは、各学校長は、カリキュラム編成を必要としていますから、それはつくり方がいろいろ当然出ているのです。

### (小栁委員)

それに関しては、私のほうが事前にご質問したところ、それはないという回答だったので、横須賀は、

### (新倉教育長)

平和に関してというカリキュラムを出しているかというご質問だったのでは ないですか、前に。

### (小栁委員)

いえ、私は、カリキュラムマネジメントがあれば、お示ししてくださいというふうにお尋ねしました。カリキュラムマネジメントに関するものが、こういった、具体的にこの横浜市の冊子をお見せして、こういったものはありますかと聞いたのです。

### (学校教育部長)

実際、私がお伺いしたので、すみません、カリキュラムマネジメントのそういう資料というふうに解釈していなくて、カリキュラムマネジメントというのはどういうものであるかという資料を渡したつもりなのですけれども、大変申し訳ありませんでした。

もし、教員に教育課程研究会でカリキュラムマネジメントを説明した資料が ということであれば、また別のものがありますので、お示しすることができま す。すみませんでした。

#### (小栁委員)

それであれば、また後ほど見せていただきたいと思います。

#### (新倉教育長)

そこには、例えば、委員がおっしゃっているような、個別のカリキュラムは こうつくらなければいけないと書いてありますか。教育行わなければいけない、 環境行わなければいけないと書いてありますか。

## (小栁委員)

例えば、この中には……、参照させていただいてるのは、総合的な学習の時間編ですけれども、環境に関する研究課題を設定した例とか、福祉に関する研究課題を設定した例とか、キャリアに関する研究課題を設定した例として、幾つかプランが示されているというふうに理解しております。

### (新倉教育長)

だから、各学校の学校長が、それに応じて、自分の学校をどういう学校にしようかということをつくっていくという事実でよろしいのですよね。

## (小栁委員)

はい。

### (澤田委員)

私が理解できないところについても、教育長や、荒川委員がおっしゃったことと同様です。本日のお話も一生懸命聞いていたのですが、その都度、論点が変化してきているように思い、ますます理解出来ないでおります。

自分の中で再度、整理しないといけないと思うのですが、

小栁委員は、学習指導要領をまずは徹底していく必要があるということは理解されていますでしょうか。

それから、再三、小栁委員は、現場の先生方や地域の方々に意見を聞いて今回の作成に当たった、これは個人の意見ではありませんとおっしゃっていましたがその後に、個人の意見ですとおっしゃることもあり、その辺もよくわからないところです。

もし、いろいろな先生方や地域の方々に意見を聞いたということであっても、 抽出の根拠もよくわかりませんし、妥当性が本当にあるのかも、よくわからな いところです。

平和や命の大切さの学習については、教育長初め、小栁委員がおっしゃるとおり、大変重要であるというのは、みんな認識しています。しっかりと進めていかなければならない事項であると、私も重々承知しております。

このテーマは、重要であるからこそ、学習指導要領において、教科横断的課題として挙がっている事項なのです。ですから、まず重要なのは、学習指導要領に記載されている事項を先生方には確実に理解していただいて、実施していただくということだと思っています。

その実施に当たっては、各教科等で指導内容の検討を行って、さらには、教科等横断的な内容であることからも、各教科等の間で十分に連携して、この課題を位置づけていくということが必要となります。だから、カリキュラムマネジメントをしっかり行っていくことが大切だと思っています。当然、発達段階にも留意をして、地域の特性を考慮しながら、教材等を検討していくことになります。

横須賀の先生方においても、それぞれの教科等の研究会、また学校における 研究会等で、横須賀のリソース等も活用しながら、指導計画の作成や教材の作 成を行っていただいていると思っています。

小栁委員から、学校現場で先生方が悩んでいるとのご発言がありましたが、 学習指導要領に記載されている、この重要な平和や命の大切さについて、先生 方が具体的に、どのように取り組んでいったらいいのかわからないということ であるならば、これも再三、教育長がおっしゃっているとおり、これまで以上 に、学校や教科会等で、授業研究を充実させていくということが大切なのでは ないでしょうか。

指導主事の方々も、学校へは頻繁に訪問してくださっているということも伺っておりますので、授業研究の充実はもとより、好事例があれば、しっかり広く普及する方策を検討していくということが大切だと思いますし、それが、取りも直さず、この重要な平和や命の大切さの理解につながっていくものであると考えています。まず行うことは、そこではないのかと思っています。

### (小栁委員)

今どうしてというご質問に対しては、繰り返しになりますけれども、昨年の12月の定例会で、史跡東京湾要塞跡の整備基本計画というのが立てられ、その中で、私ももちろんこれ、すばらしいというもので、賛成させていただきました。第3章の整備の基本理念と基本方針という中に、これ読ませていただきます。現代を生きる我々は、過去の戦争と平和について考え、戦争の時代の記憶……

#### (澤田委員)

小柳委員、そこはわかっていることです。

### (小栁委員)

未来に語り継ぎ、平和教育に資する史跡でもある。そして、史跡を軍都として発展した戦前の横須賀の歴史遺産として位置づけ、教育の場として、また観光や地域活動の活性化に寄与するなど多様な活用を行う、というふうに基本計

画が示されています。

この基本計画に書かれている教育の場で活用するということを具体化する、 それを考えるというのは、これを賛成した一教育委員の私として、これは私の 責務だと考えております。

また、私は、自分の子どもも今、実際に横須賀市立の小学校に通わせておりますし、さまざまな、PTA活動を通じて知り合いになった多くの保護者の方と意見交換をさせていただきました。きちんとした平和に関する教育がなされなければ、困るのは児童・生徒であります。

この児童・生徒が実際に、先ほども一例を挙げましたけれども、余り具体例をたくさん出して、ここで、では、そういうことを言ったのはどこの先生だと、そういったものが問題になるのを私は嫌いますので、そういったものを問題にしたいのではなく、そういった問題も念頭に、一つの指針として掲げるのは、私としては意味があると。

ただ、もちろん、ほかの教育委員の先生方が、こういったものは不要、横須 賀においては不要であるというお考えであれば、それはそれで、私としては、 いたし方ないというふうに考えております。

### (澤田委員)

12月の定例会には出席していますので、その内容はよくわかっています。先ほどからお話ししているように、この課題については大切だというのは皆さん理解しているのです。

まずは、学習指導要領にきちんと書いてある事項を確実に行っていきましょうということなのです。

#### (新倉教育長)

少しよろしいですか。煮詰まってしまうといけないので。

何度かお話をしていくうち、何か堂々めぐりで、千代ヶ崎砲台の平和的な教育活動の方法に、どうしてもたどり着いていらっしゃいますよね、根本的に。

では、ここでそれを私たちが、このカリキュラムを出したからって、誰がつくってくれるのですか。小栁委員がこれを示したからといって、誰がそれをつくるのですか。平和的な教育の活用の方法だとか、その教材にするというのは、誰が行ってくれるのですか。先生が各、勝手に行いなさいよということを言っているのですか。

もし、その根本の部分をご理解できればいいのだとするならば、それを教育委員会事務局の中で、検討案をきちんとつくって、こういう平和活用の方法だ、こういう説明をするのだというものがつくれれば、それでご納得いただくので

すか。

### (小栁委員)

はい、そういったものをつくっていただけるのであれば幸いでございます。

### (新倉教育長)

とすれば、この問題は解決するのですか。

### (小栁委員)

この問題というのは、どの問題。

### (新倉教育長)

このご提案は。ずっと何か、そちらのほうにいってしまっているのですけれども、これを行ったらそれが解決するか。つまり、千代ヶ崎の砲台の教育的な活用の部分が解決するかと思うと、とても解決すると思っていないのです。

だってこれを、そういうカリキュラムで行いなさいよと言っているだけで、 その先生が、またずっと悩んでいくだけの話なのではないのですか。取っかか りになった問題だとかというものは、これをつくったからって解決しないでは ないですか。

それを先ほど、だから、本来の、この扱いをどうしようかという論議のところが、千代ヶ崎の話に全部持っていかれてしまうのだったら、千代ヶ崎は少し別の話にしていただかないと、論点進まないのではないですか。原点に、そういうふうに思ったのは構いません。でも、その千代ヶ崎の解決は何もできていないですよ、これでは。

### (小栁委員)

私の説明不足かもしれませんが、私の考え、悩み始めたきっかけが千代ヶ崎であって、その中で、いろいろな関係者の方々と意見交換する中で、こういったものをお示しするのが一つの方法かなということで示したものであります。

#### (新倉教育長)

だって、今ずっとお話しになっているの、千代ヶ崎の教育的な、きちんと教育論がないのが、子どもたちかわいそうだという、こういう論議を今されたのですよ、小栁委員。これではかわいそうだと、子どもたちが。でもそれ、どこにもこの解決案の中に出てこないのですよ。

### (小栁委員)

子どもたちがかわいそうだという中には、千代ヶ崎のことだけではなく、先ほど申し上げたとおり……

# (新倉教育長)

言葉尻はやめましょう。私が言っているのは、これを行ったら千代ヶ崎の問題、解決しますかといったら、しないですよね。

だから、千代ヶ崎の問題は別個に扱っていただかなければいけないのであって、それを論点として、これに引っ張り出すのは、それは考え方の初めであって。千代ヶ崎を論点としていくのだったら、これによって千代ヶ崎が解決するかというところに、どうしてもいってしまいますから。

# (小栁委員)

私の頭の中では、千代ヶ崎が初め、考え始めた、悩み始めた出発点であり、 そして、千代ヶ崎がゴールかなというふうに思っております。

### (新倉教育長)

だとすると、これを使って、千代ヶ崎にゴールに、どうやってたどり着くのですか。

#### (小栁委員)

それを、今から皆さんで、知恵を絞っていきたいと。

例えば総論の中で、私が掲げさせていたのは、ちょうど真ん中辺りですけれども、総論のところで、「そして今まさに、戦争遺跡を保存・活用し、歴史教育や平和学習に生かそうとしています。」という一文があります。この一文は、本当、真ん中にありまして、本当に大切な、私案の中で大切な部分でありまして、そういったことを我々が、12月でも採択させていただき、まさにこれを進めるのだというもの、これはきちんと掲げたほうがよろしいのかなというふうに考えております。

#### (新倉教育長)

だから、こだわったのですが、アピールですが、メッセージですかと言っているのです。そうではなく、アピールでもメッセージでもないとすれば、これによって何の義務を生じさせようとしているのか、見えなくなってしまいましたから。

同じようにカリキュラムも、これでなければいけないのだということを言っ

ているのかわからないです。ここで文章でうたったら、そこに書いてあること を、何を行わなければいけないかを、きちんと例示しないといけないと思って いるのです、行うなら。

# (小栁委員)

そうすると、逆に、教育長の頭の中にあるものをお示しいただけますか。

### (新倉教育長)

申し訳ありません、それはおかしくないですか。だって、もともと私は、そういうものは必要ないと思っているのだから。

### (小栁委員)

いやいや、そうではなくて、この具体的なではなく、その道筋というものを 示していただけますか。

### (新倉教育長)

道筋どうのこうのの前にまず、それぞれのご意見をいただかないといけないです。

#### (川邉委員)

今まで何回もこの話出ていまして、ずっと聞いていると、結局、堂々めぐり というか、同じことを言っているのですよね。

先ほど小栁委員の話を聞くと、いろいろ先生方とか保護者、PTAの方といろいろ話をした結果、これが必要で出したとおっしゃいましたね。みんなの意見として、また出すところは、個々の名前は出せないので、私が出したということなのですけれども、これは、そういう意味でいうと、何でこの場で、こういう形で出したのかがわかりません。

これを出して、その結果、どういうものを欲しているのか。結局、どこへ、 着地する地点というのはどこなのかというのがよくわかりません。今まで話し た中でも全然、結局同じことをばかり言うばかりで。

もう一つは、先ほど言いました戦争遺跡を平和教育に活用する、これがわからないから、では事務局、考えてくれという話しされましたけれども、それこそ、自分でこういうのを出してきたのだから、自分なりの何かご意見あったら、それを伺いたいです。

以上、割合とはっきりしたところだと思うのですけれども、すみません、少しお願いします。

### (小栁委員)

そうしますと、はっきりしたところを示さないといけないということと、着地点がわかりづらいということですので、では改めて、私のほうから動議を出させていただきます。

議題は、平和に関する教育についての提案で、内容に関しては、平和に関する教育を推進することをメッセージとして発信すること、これを議題として、動議として出させていただきます。

## (川邉委員)

そのメッセージとして発信するというのは、どういう立場の人が、教育委員会として発信するということでしょうか。

### (小栁委員)

はい、そうです。

### (新倉教育長)

動議にする形の場合には、事務局として、議案書をつくってもらいたいと思 うけれども、それとも、このままの形でできますか。

#### (総務課長)

はい、会議規則に基づく動議だというふうに理解をしましたけれども、動議の中身については、どのようにお考えでいらっしゃるのでしょうか。既に今、私案というものが出ている、この1枚目部分について、議案として議決を今日とりたいと、そういうご意見でしょうか。

#### (小栁委員)

今日ということではございません。

#### (新倉教育長)

動議は、今出たのだったら、今行わなければだめでしょう、動議なのだから。 提案ではないのだから。だったら、提案というふうに言葉を変えてください。 動議である以上、ここで採決をしなければ、おかしくなってしまいますよ。

#### (小栁委員)

そういうものなのですか。

### (新倉教育長)

そうです。まず何しろ、動議を出したのだったら、その動議を皆さんが認めるかどうか、まず議決をし、初めて次の議案になる。次の議案上程によって、 質疑をし、また採択をするという段取りです、基本的には、

# (小栁委員)

教育委員会の会議規則によりますと

## (新倉教育長)

だから、動議は出せるのです。出していただいて結構なのです。だけれども、 その動議を認めるか認めないかというのを委員に諮らなければいけないのです。

# (小栁委員)

いえ、これは会議に諮って、これを議題としなければならないと、13条2項 に書いてありますので

# (新倉教育長)

だから、議題とするから、議案にするのだったら、ここで議案番号を振って、 すぐに処理しなければいけないと言っているのです。

#### (総務課長)

小栁委員がおっしゃっております動議の中身について、これまでどおり議論 をしたいというようなことであれば、今既に出されている提案と変わらないの かなというふうに思っています。

ここで動議にされるというのは、今出されているこの1枚目を議案としてお 出ししたいのかどうか。そうではなくて、この1枚目の部分について、引き続 き議論をされたいということであれば、今行われていることでよろしいのかな というふうに、事務局としては理解いたします。

#### (小栁委員)

逆に教えていただきたいのですけれども、今言ったような、中身はともかく として、この教育委員会として、平和に関する教育を推進することをメッセー ジとして発信するかどうか、まずそこを諮って。発信もしないということであ れば、中身を話しても仕方がないのかなと。

### (総務課長)

発信をするということを決定されたいということですので、それは議決事項になろうかというふうに思います。そうすると、議案を提出していただくのかなという手続になろうかと思います。

その場合には、どういったメッセージ文案に、委員の皆さんでご賛同いただけるのかという議案が必要になるのかなと、そのような理解でございます。

教育長 懇談に入ることを宣言

教育長 懇談を解くことを宣言

### (小栁委員)

さまざまなご意見いただきまして、私としても、教育委員会の案として、この各論部分、学習プラン例を提示するのは難しいのかなというふうに理解させていただきました。

また、付言に関しても、さまざまなご意見いただきまして、ここも少し、なかなか難しいのかなというふうに理解させていただきました。

したがいまして、私のこの「薦め」中で、付言と各論という部分を削除させていただき、総論部分、総論という題は消させていただき、総論の中身のところ、これについてのご意見をさらに伺いたいというふうに思います。

### (新倉教育長)

小栁委員からそういうお考えが出てきました。

今日は少し時間的な問題もあるかと思うのですけれども、引き続き次回も、 この部分について、その他の項目として扱わせていただくように、またご意見 いただく形をとらせていただいてよろしいでしょうか。

### (荒川委員)

すみません。小栁委員は、この文を私たちがまたもう一度検討して、その文書を、ここはこうしたほうがいいとかという意見が欲しいわけですか。

そうしたときに、この文書をどうしたいのかというのが少し見えてこないので、そのあたりまで少しご説明いただければ、ありがたいのですけれども。

#### (小栁委員)

この総論部分、私なりに推敲を重ねたものであります。

ただ、やはりこれは、私の意見として出すのではなくて、この教育委員会の

中で出すということになると、先生方、教育委員の皆様のご意見をお聞きしたいというところであります。

ですので、もし可能であれば、次の定例会までの間にご意見をいただき、修 正すべきところは修正し、提出させていただく……

### (新倉教育長)

それはひどいですよ。

### (小栁委員)

それはだめなのですか。

### (新倉教育長)

公開の場において討議をしないで、それを教育委員会の決定事項で出すとい うのは、いかがなものかと思います。それが、この公開の場ですから。

### (小栁委員)

なるほど。そうすると、次回の教育委員会定例会の中で、先生方からご意見をいただき、その場で、可能であれば訂正をさせていただき、それを動議として出させていただくということになるかと存じます。

#### (川邉委員)

総論部分、このままの文章で、次回また議論するというのですか。

### (小栁委員)

そこに対してもご意見をいただきたいということです。

### (川邉委員)

意見を言った結果、仮に採択というか、その後はこれを、どういうふうに扱うというおつもりなのでしょうか。

#### (小栁委員)

委員方のご意見をいただいて、その場で修正するべきところを挙げていただいて、その場で、これに関して修正したものを動議として出させていただく、 提出させていただいて、採決していただくという形、流れになるかと思います。

#### (川邉委員)

採決した場合には、それはどういう扱いになるのでしょうか。

## (新倉教育長)

最終の形が、アピール文という形になるかと思いますけれども、決定は教育 委員会、教育長に、ブラッシュアップした文章で出すことになると。

# (川邉委員)

そういうことですので、そういう形になるということを小栁委員もお考えい ただいて議論しないと、意味がないと思うのですけれども。

# (小栁委員)

はい。

# (新倉教育長)

申し訳ないけれども、その場合には、現在の教育委員会制度では、責任者は 私ですから、私の名前で発布することになる、教育委員会として出るものにな りますから。

# (小栁委員)

はい。

#### (新倉教育長)

多分、そういう意味では、この判断というのは、なかなかつきにくいと思っています。次回、何しようかということが決まっているわけではありませんけれども、小栁委員がもう1回お考えになって、これに対しての発言の場が欲しいということというふうに承れば、次回、その他のところで一度、まず上げさせていただく。

その後に、今のお話ですと、小栁委員は、このお出しになった文書を教育委員会の会議の議案として提示し、動議という形で出した後、採択を受けたいということですので、もう一度、この文書がいいのか、そういったものを出すべきかについては、少し1カ月弱になりますけれども、各委員、ご検討いただいた上で、きちんとした討議の場所でご判断いただいたほうがいいかなというふうに思うので、大変恐縮ですけれども、もう一度改めて、行わせていただく形をとらせていただければと思います。

#### (各委員)

異議なし

(理事者報告なし)

(委員質問)

(小栁委員)

1点だけいいですか、もう一度関係者の意見を聞いて私案を推敲したものを 提出してもよろしいですか。

(新倉教育長)

どうぞ。

教育長 懇談に入ることを宣言

教育長 懇談を解くことを宣言

日程第3と日程第4は人事案件のため、秘密会とすることを宣言。関係者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻令和元年9月12日(木) 午後5時10分

横須賀市教育委員会 教育長 新 倉 聡